

第2章 ベトナムの家畜衛生行政と鳥インフルエンザへの取り組み

岡江恭史

1. はじめに

ベトナムは世界最多の鳥インフルエンザ⁽¹⁾ 感染者数（死者数は世界2位）を出してい る代表的な汚染国である。だが、同じアジア社会主義国である中国が情報開示姿勢や感染 状況の調査体制に対し世界から厳しく批判されているのに対し、ベトナムはSARS制圧に 続いて鳥インフルエンザ対策においても高い評価を得ている（稻垣[2006]）。

本章は、ベトナム政府が行ってきた個々の鳥インフルエンザ対策のもとになる政府文書 を整理して、ベトナムの家畜衛生行政と鳥インフルエンザ対策について報告する。本章の構成は以下の通りである。まず「2. ベトナムの家畜衛生行政」では、これまで日本では ほとんど紹介されてこなかった⁽²⁾ ベトナムの家畜衛生行政の現状を紹介する。2006年9 月に地方の家畜衛生機構が再編され、この再編には鳥インフルエンザが関係している。続く「3. ベトナムにおける鳥インフルエンザ発生状況とその対策」は、本章の本論である。 ベトナム側の資料から鳥インフルエンザ発生状況と政府の対応を整理し、必要に応じて国 際機関の情報と照らし合わせて問題点を指摘する。最後に「4. おわりに」で、本章をま とめて鳥インフルエンザ発生の社会経済的影響について考察する。

なお本章で報告する鳥インフルエンザ発生状況や政府の対策は、2006年末までに公表さ れた情報によるものである。

2. ベトナムの家畜衛生行政

（1）ベトナムの行政機構概説

ベトナムの国家元首は国会によって選出される国家主席（Chu tich nuoc）である。国家 主席は大統領と訳されることもあるが、その権限は制限されており米国大統領のような 中央政府の長ではない。実際の国政は、国会の承認に基づき国家主席が任命する首相（Thu tuong）を長とする政府行政機構によって行われる。中央省庁（Bo）には日本でいう大臣に 当たる閣僚（Bo truong）がその長として存在し、各閣僚は首相によって指名され国会の承 認を経て国家主席によって任命される。日本の農林水産省にあたるのが、農業農村開発省 （Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon）であり、その担当閣僚を本章では農業農村開発 相、もしくは略して農相と記す。

ベトナムは今なお共産党一党独裁体制が続いている、政府の政策は共産党が決めた方針 に従って執行される。共産党の指導者である書記長（Tong Bi thu）・国家元首である国家主

席・政府の長である首相の 3人がベトナムにおける最大の実力者であり、ベトナムはこの 3人の集団指導体制⁽³⁾によって運営されているといわれている。

各地方レベルの行政機構は、上から省 (tinh, 日本の県に相当)・県 (huyen, 郡に相当)・社 (xa, 行政村に相当) という構成である。また各地方省と同格の中央直轄市として、首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市が存在する(第 1 図参照)。本章において、「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。各地方の省・県・社にはそれぞれ日本の地方議会にあたる人民評議会 (Hoi dong nhan dan) が存在し、人民評議会によって地方行政の執行機関である人民委員会 (Uy ban nhan dan) が選出される。国会も各地方レベルの人民評議会も人民の選挙によって代表 (議員) が選ばれることになっているが、実際には共産党の方針に反する政治活動や言論は厳しく統制されており、各地方レベルの人民委員会はその地方レベルの共産党支部の指導下にある。

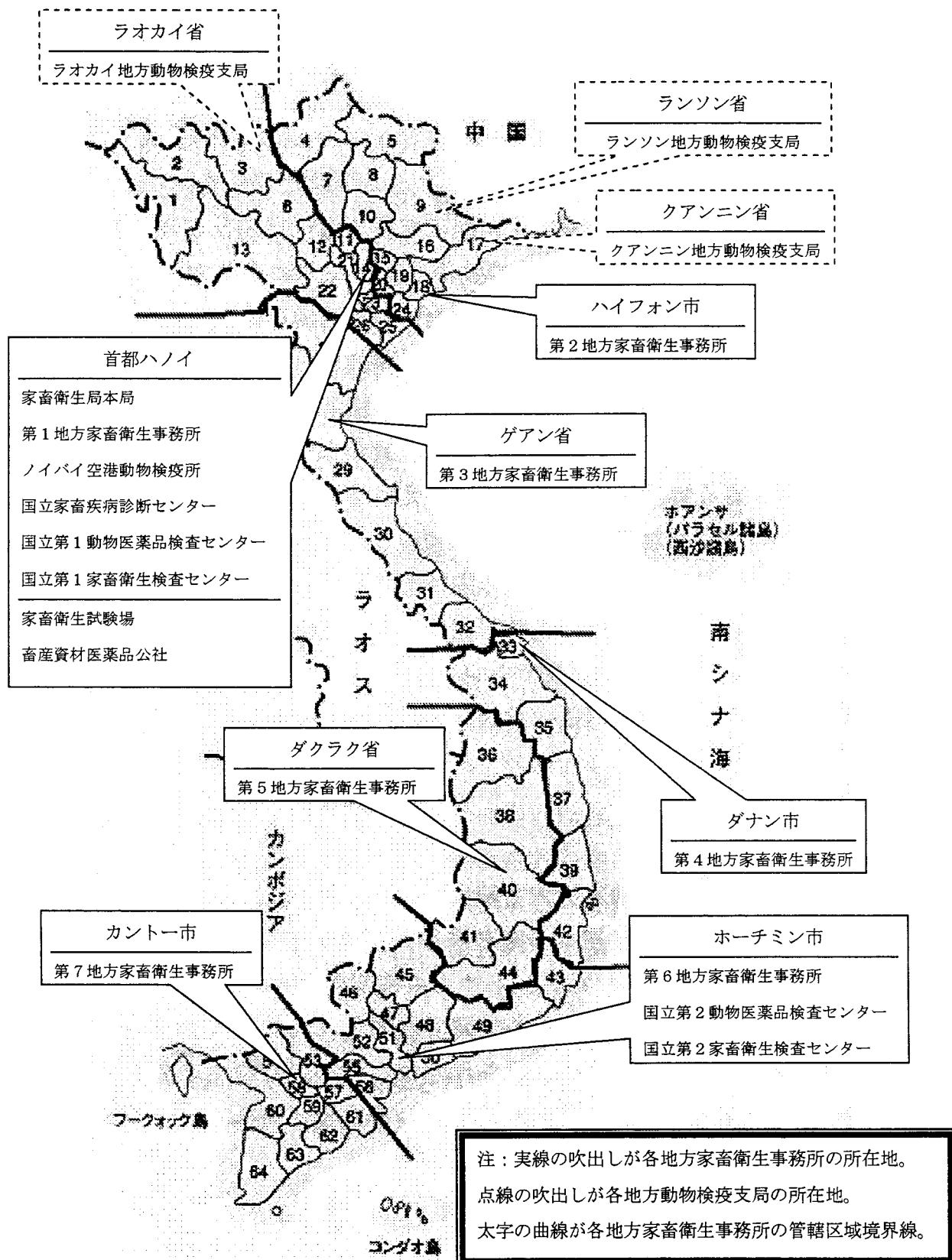
(2) ベトナム農業農村開発省家畜衛生局

ベトナムの国家レベルでの家畜衛生行政を担うのは、農業農村開発省の一部局である家畜衛生局 (Cuc Thu y) である。家畜衛生局はベトナム戦争中の 1966 年から存在しているが、その後いくどかの所掌事務内容の変更を経て、現在では 2003 年 7 月 18 日付け農相 89 号決定 (政府文書[2003a]) によって国家レベルでの家畜衛生行政全般 (家畜疾病情報公開・技術開発・国際協力等も含む) と地方家畜衛生行政の指導監督を行う機関として規定されている。同 89 号決定は、農業農村開発相によって任命される家畜衛生局長 (Cuc truong) と 3 人以下の局次長 (Pho Cuc truong) による局指導部 (Lanh dao Cuc) によって家畜衛生局が運営されると規定されている。

現在 2003 年 11 月 24 日付け家畜衛生局長 747 号決定 (政府文書[2003b]) によって、局指導部の下で以下の内部部局が業務に当たることが規定されている。

1. 総務課 (Phong Hanh chinh - To chuc) : 局内総合調整、局内文書作成、広報。
2. 経理課 (Phong Tai chinh) : 経理・予算関連全般。
3. 企画課 (Phong Ke hoach) : 1 年および 5 年ごとの家畜衛生行政に関する方針の企画立案、技術開発、国際協力。
4. 監査・法制課 (Phong Thanh tra - Phap che) : 家畜衛生行政の監査、家畜衛生に関する法案作成。
5. 家畜疾病課 (Phong Dich te thu y) : 家畜疾病の予防対策、家畜疾病的発生状況の調査および目録作成。鳥インフルエンザ対策では中心となる課である。
6. 動物検疫課 (Phong Kiem dich dong vat) : 動物検疫の実施、動物検疫に関する企画立案。
7. 動物医薬品管理課 (Phong Quan ly thuoc thu y) : 動物医薬品の管理・指導全般。

なお同 747 号決定は上記の内部部局のほかに、南ベトナム地域全体の家畜衛生行政を行う在ホーチミン市家畜衛生局代表事務所 (Bo phan Thuong truc Cuc Thu y tai thanh pho Ho Chi Minh) を規定し局次長の 1人がその任にあたるとしていたが、当事務所は 2006 年 9 月の組織再編 (後述) で第 6 地方家畜衛生事務所に統合された。



第1図：家畜衛生国家機関の配置と各地方家畜衛生事務所の管轄区域

資料：寺本・荒神 [2006] のベトナム地図に各種政府文書をもとに筆者が加筆。

(3) 地方家畜衛生事務所

家畜衛生局の地方支部局である地方家畜衛生事務所 (Co quan Thu y vung) は、2006年9月18日付け農相第75～81号決定（政府文書[2006 a-g]）によって、従来の6つの地方家畜衛生センター (Trung tam Thu y vung, 5中央直轄市およびゲアン省の6カ所) を再編して以下の7事務所（新たにダクラク省に開設）が開設され、それぞれの管轄区域での家畜衛生行政を指導監督することになっている。第1図は全国各地の家畜衛生国家機関の配置と各地方家畜衛生事務所の管轄区域の区分けを全国地図に図示したものである。

- ・第1地方家畜衛生事務所：首都ハノイに設置。
- ・第2地方家畜衛生事務所：ハイフォン市に設置。
- ・第3地方家畜衛生事務所：ゲアン省に設置。
- ・第4地方家畜衛生事務所：ダナン市に設置。
- ・第5地方家畜衛生事務所：ダクラク省に設置。
- ・第6地方家畜衛生事務所：ホーチミン市に設置。
- ・第7地方家畜衛生事務所：カントー市に設置

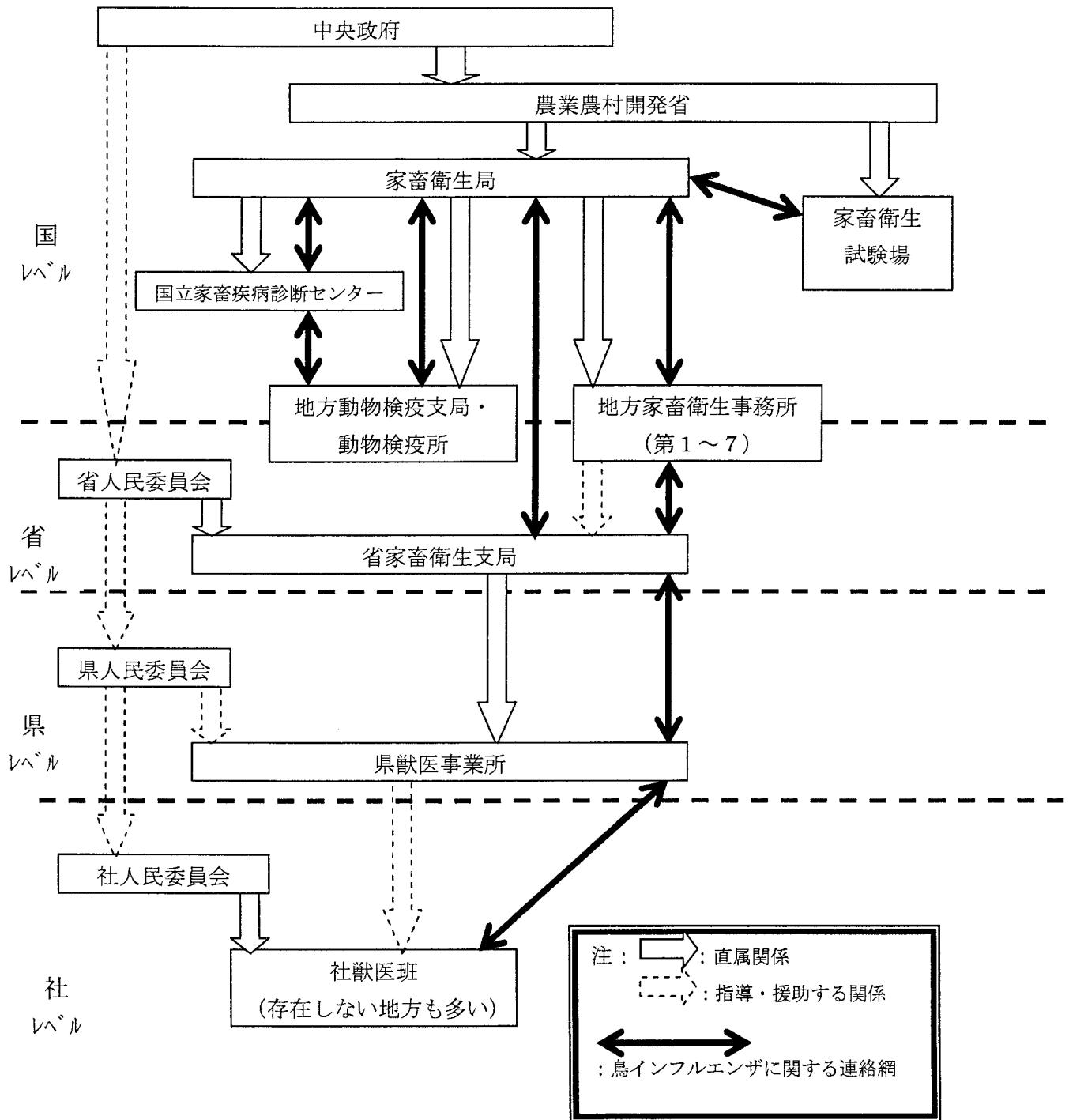
また家畜衛生局長の代理として南部全域の家畜衛生行政を行っていた在ホーチミン市家畜衛生局代表事務所が廃止され、同じくホーチミン市に誕生した第6地方家畜衛生事務所に統合された（政府文書[2006f]）。

(4) 動物検疫所・地方動物検疫支局

前述の組織再編以前には、全国各地に動物検疫所 (Tram Kiem dich dong vat) が存在し、うち北部の検疫所が家畜衛生局の直属下に、南部の検疫所が在ホーチミン市家畜衛生局代表事務所の指導下にあった。2006年9月の組織再編によって、首都ハノイの空の玄関口であるノイバイ空港動物検疫所 (Tram Kiem dich dong vat Noi Bai) は局直属のまま存続することになった（農相85号決定（政府文書[2006 k]））。また農相第82～84号決定（政府文書[2006 h-j]）によって、中国と陸路で接する地方省の動物検疫所は以下の3つの地方動物検疫支局 (Chi cuc Kiem dich dong vat vung) に再編された。

1. ランソン地方動物検疫支局：カオバン（第1図の5）・ランソン（第1図の9）の2省を担当。
2. ラオカイ地方動物検疫支局：ライチャウ（第1図の2）・ラオカイ（第1図の3）・ハザン（第1図の4）の3省を担当。
3. クアンニン地方動物検疫支局：クアンニン省（第1図の17）を担当。

再編前の動物検疫所は国境通過ポイントという「点」での管理だったが、新設の動物検疫支局は上記の担当地方省すべての陸路国境線（クアンニンは海路ハロン湾も）という「線」での管理を行う厳戒体制をとっている。これに対して、ラオスやカンボジアとの陸路国境線上やノイバイ空港以外の空港にある動物検疫所はその所在地を管轄する地方家畜衛生事務所に直属することになった。



第2図：ベトナムの各地方レベルの家畜衛生行政組織と鳥インフルエンザ対策の連絡網

資料：筆者が各政府文書をもとに作成。

鳥インフルエンザ以前にアジアで蔓延した SARS の発生源は中国広東省であったことが現在では明らかになっているが、中国政府は当初国内での発生を否定するなど正確な情報を開示せず、WHO による支援の申し出や調査を拒み、ベトナムをはじめとする近隣アジア諸国に SARS を蔓延させる大きな原因をつくった。鳥インフルエンザに関しては現時点ではまだ特定されていないが、WHO は SARS と同様に中国南部が発生源である可能性が高いとみなしている（稻垣 [2006]）。前述の中越国境地域での動物検疫支局新設に見られるようにベトナムは中国からの防疫を家畜衛生上の重要課題として対策を立てている。

（5）その他の中央政府レベルの施設機関

家畜衛生局の施設機関として、首都ハノイに国立家畜疾病診断センター（Trung tam Chan doan Thu y trung uong）・国立第1動物医薬品検査センター（Trung tam Kiem nghiem Thuoc Thu y trung uong I）・国立第1家畜衛生検査センター（Trung tam Kiem tra Ve sinh Thu y trung uong I）が存在する。またホーチミン市に、ダナン市以南の南部地域を担当する国立第2動物医薬品検査センター（Trung tam Kiem nghiem Thuoc Thu y trung uong II）・国立第2家畜衛生検査センター（Trung tam Kiem tra Ve sinh Thu y trung uong II）が存在する。

また家畜衛生局ではなく農業農村開発省直属の家畜衛生関連の施設機関として、首都ハノイに家畜衛生試験場（Vien Thu y）と畜産資材医薬品公社（Cong Ty Vat u, thuoc thu y）が存在する。

（6）地方政府レベルの家畜衛生行政機関

省レベルの家畜衛生行政を担う機関として家畜衛生支局（Chi Cuc Thu y）が各地方省に存在する。支局（Chi Cuc）という名称が紛らわしいが、農業農村開発省家畜衛生局の地方支部局ではなく、各地方省人民委員会の管理下にある地方行政機構である。その下の県レベルでは獣医事業所（Tram Thu y）が存在する。県獣医事業所の経費・職員給与は省人民委員会が出しており、県ではなく省の機関である（第2図参照）。

獣医事業所は、最末端の家畜衛生行政機関として管轄県内の家畜衛生の管理を行うとともに、畜産農民に対して技術普及・家畜疾病的診療・ワクチン注射・種付け・医薬品販売など獣医療サービス全般を提供している。またさらにその下の社（行政村）レベルでは、多くは民間人に疾病発生通報などの仕事を請け負わせているが、その低い技術水準によって情報の信頼性には問題がある（BNNPTNT [2003]）。ちなみに筆者が調査したハイズオン省の村（第1図の 19。また「4. おわりに」参照）では、社人民委員会の下の獣医班（Ban Thu y）が農民への獣医療サービス（物資は獣医事業所より購入）を担当することになっている。だがこの獣医班は社の専従職員（正規の公務員）ではなく社内の 1 人の中級獣医技師⁽⁴⁾が社の嘱託を受けている。

なお、飼料販売や屠殺など個々の農家の経営に関する部分は現在では公的機関は関与せず民間部門にすべて任せられている。またこういう畜産農家経営へのサービスを提供する合作社（農協）が設立されている地方もある（岡江 [2006]）。

(7) 家畜衛生行政の現下の課題

現在のベトナムの家畜衛生行政にとって大きな課題の1つは本報告書の課題である鳥インフルエンザであるが、それと並ぶ大きな課題として口蹄疫が存在する。ベトナムの農家にとって養豚は最大の現金収入源でありながら、ベトナムが口蹄疫の常在国であるために日本等多くの国々に豚肉を輸出することができない。WTO 時代を迎えてますます国際市場への参入をねらうベトナムにとって口蹄疫撲滅は重要課題である。現在家畜衛生局家畜疾病課は局ウェブサイト上で毎日のように更新される「家禽インフルエンザおよび口蹄疫情勢報告 (Thong bao tinh hinh dich cum gia cam va LMLM)」によって疾病の発生状況を公開している。

3. ベトナムにおける鳥インフルエンザ発生状況とその対策

(1) 鳥インフルエンザの発生状況

本節ではベトナムにおける 2003 年末の発生から現在（本原稿執筆時 2006 年末）までの鳥インフルエンザ発生状況を、第一波・散発期・第二波・小康期・第三波・未公認再発期の 6 期に分けて記述する。なお、発生数等の数字は特に断らない限り『緊急行動計画』（政府文書[2005i]）によったが、後述するようにこの数字は FAO（国連食糧農業機関）等国際機関が発表している数字とは整合性がとれていない。本節のデータを第 1 表にまとめたので参照されたい。

1) 第一波（2003 年 12 月～2004 年 3 月）

ベトナムで初めて鳥インフルエンザが確認されたのは、2003 年 12 月末において北部ハタイ省（第 1 図 21）、南部のロンアン省（第 1 図 52）・ティエンザン省（第 1 図 55）においてである。その後 2004 年 2 月 27 日までの約 2 ヶ月の間に全国 64 地方省中 57 省の 2574 社（全国社数の 24.6%）において、全国家禽総数の 16.79% にあたる 4390 万羽（うち鶏が 3040 万羽）が汚染確認され、殺処分された。なおヒトへの感染では、この期間中に 23 人が感染し内 16 人が死亡した。

政府の対策としては、グエン・タン・ズン副首相（現首相）が南部で 2004 年 1 月 20 日に、北部では 22 日に各地方省の人民委員会主席・農業局長・家畜衛生支局長を集めて緊急対策会議を行った。そして 1 月 28 日には農相を委員長とする「家禽インフルエンザ防止のための国家指導委員会」が設立され（詳しくは後述（3）参照）、対策にあたることになった。2004 年 2 月には発生地半径 3 km 以内の全家禽を殺処分することを決定した。2 月 27 日以降、1 ヶ月間の感染報告が無いことから、3 月末にベトナム農業農村開発省は鳥インフルエンザを制圧したとの声明を出した（小河[2005]）が、翌月には鳥インフルエンザが再発することとなった（政府文書[2005i]）。

第1表 ベトナムにおける鳥インフルエンザ発生と対策

期間	家禽の感染状況	殺処分家禽頭数 (うち鶏)	ヒト感染者数 (うち死亡者数)	政府がとった対策 ([2004.01] は2004年1月を指す)
1) 第一波 (2003年12月～2004年3月)	2003年12月より発生 全国64省中57省で発生	4390万羽 (3040万羽)	23人 (16人)	2004.01 防止国家指導委員会設立
2) 散発期 (2004年4月～11月)	全国64省中17省で発生	8.4万羽 (6.6万羽)	4人 (4人)	2004.02 発生地3kmの殺処分（補償金は5000ドル）、加工販売禁止。国内検疫の強化。 2004.03 第1回制圧宣言
3) 第二波 (2004年12月～2005年5月)	全国64省中36省で発生	185万羽 (47万羽)	36人 (4人)	2004.10 予防行動月間(感染地区の消毒徹底とバイオセキュリティの方法論による環境衛生改善)
4) 小康期 (2005年6月～9月)	無し	無し		2005.02 水禽類孵化の一時停止(6月まで) 2005.04 予防行動月間(全国で展開)
5) 第三波 (2005年10～12月)	FAO情報： 不明	370万羽 (125万羽)	30人? (22人?)	2005.08～12 家禽へのワクチン接種 2005.09 屠殺場の集中指示
6) 非公認再発期 (2006年1月～12月)	・国際機関は発生報告、越政府は否定。 ・越政府は12月6日に南部での発生 を公式に認めめる	不明	無し	2005.10 大規模家禽経営への集中指示 2005.11 大都市における家禽飼養禁止・銀行融資返済の1年猶予・パンデミック対策緊急行動計画策定 2006.01 第2回制圧宣言 2006.12 ワクチン接種第2段階(2007～08年度)実施決定

注：15,000 ドル＝1米ドル

資料：各種政府文書をもとに筆者が作成。数字は特に断らない限り『緊急行動計画』（政府文書[2005i]）より。

2) 散発期（2004年4月～11月）

この期間は小規模ながら鳥インフルエンザ発生が続いた。期間中、全国17省の46の社で発生し、84,000羽の家禽（うち鶏が66,000羽）が感染により処分された。政府の対策としては2004年10月は、鳥インフルエンザ予防行動月間として感染地区の消毒徹底とバイオセキュリティの方法論による環境衛生改善が始められた。ヒトへの感染では、4人が感染し全員が死亡した（政府文書[2005i]）。

3) 第二波（2004年12月～2005年5月）

しばらく沈静化したかに見えた鳥インフルエンザが2004年12月より増加し始め、2005年1月にピークを迎えた。第一波もそうであったが、旧正月に伴う国内人口移動によってウイルスが拡散したことが原因と考えられる。この期間は、36省の670の社で発生し、感染により処分家禽数は185万羽、うち鶏が47万羽である。鶏への防疫対策は確実に効果を上げている反面、アヒルなど他の家禽類への対策が必要になっている。そのため、2005年2月に水禽類等の孵化の一次的禁止措置が執られた（後述（2）2）参照）。また2005年4月を再び鳥インフルエンザ予防行動月間として、保健省（Bo Y te）が農業農村開発省協力の下、ほぼ全国の地方省で環境衛生改善指導を実施した（政府文書[2005i]）。

4) 小康期（2005年6月～9月）

この期間は鳥インフルエンザの発生が見られなかったが、政府は再発のおそれがあると見なして対策にワクチン接種を追加し、屠殺場を集中させる政策も採った（詳しくは後述（2）3）4)参照）。

なお家禽への感染は報告されていないが、ヒトへのH5N1感染は報告されている。第二波（2004年12月～2005年5月）・小康期（2005年6月～9月）の両期間で36人が感染した（最後は8月）（政府文書[2005i]）。ただし、死亡はわずか3人であり医療体制が整いつつあることを伺わせる。

5) 第三波（2005年10～12月）

10月3日に南部ドンタップ省（第1図の53）でアヒルの感染が確認されたのを皮切りに再び感染が全国で確認された。ベトナム政府が公式に認める12月15日のニンビン省（第1図の26）における発生までの発生件数に関しては、FAOは家禽類全体で370万羽（うち鶏が125万羽）殺処分されたと報告している（FAO [2005]）。またWHO（世界保健機関）へ報告された情報によると、ベトナムにおけるヒトへのH5N1感染は2005年11月25日を最後に報告されていない。この時点でのベトナムでのH5N1感染者数は93人・死者数は42人⁽⁵⁾で、世界最多であったが、2006年に入ってインドネシアでの死者数が急増したため2006年11月29日現在では死者数ではインドネシアが最多国となっている（インドネシアは感染者数は74人・死者数は57人）（WHO [2005a, 2006]）。

この時期には、大規模農家へ家禽生産を集中させるための小規模家禽農家の転職支援・

家禽農家の銀行融資返済の1年猶予・大都市での家禽飼養禁止・パンデミック対策緊急行動計画（詳しくはいずれも後述（2）・（3）参照）など政府の対策が矢継ぎ早に出された。さらに2005年11月6日付け首相決定1163号（政府文書[2005h]）によって、副首相および各閣僚がそれぞれ国内の担当地方省を割り当てられ、直接現場に出向いて鳥インフルエンザ防止のための指導を行うことになった。

6) 非公認再発期（2006年1月～12月）

ベトナム政府は2005年12月15日における発生以来、1年以上にわたって公式には発生を認めていなかった。この「最後の発生」の翌月（2006年1月）に2度目の制圧宣言を出してしまった（Vietnam Net [2006]）。農業農村開発省家畜衛生局は「家禽インフルエンザおよび口蹄疫情勢報告」をほぼ毎日公表していたが、2006年12月18日号（CTY [2006a]）までは「2005年12月15日以来発生無し」となっていた。

しかしFAOの報告では、その後も2005年12月17日でのカオバン省（第1図の5）での発生を皮切りに、2006年8月3日・26日・12月10日にも発生があったとしている（FAO[2006a-e]）。またベトナム国内の報道でも、『首都の治安』誌（ハノイ市公安機関誌）2006年9月1日号（ANTD[2006]）に、ハノイ市タインチ県の市場のアヒルからウイルスが発見されたという記事が掲載された。だが農業農村開発省はウイルスが検出されただけで発症していなかったためインフルエンザが再発したのではないという態度を取り、日々更新する「情勢報告」でもこの事実が触れられることはなかった。

その後、2006年12月19日付け「情勢報告」（CTY [2006b]）でついに鳥インフルエンザが再発したことを認めるに至った。当「情勢報告」によると、12月6日にカマウ省（第1図の64）で、7日にバクリエウ省（第1図の63）でまだワクチン接種していないアヒルが感染したことである。

（2）政府がとった主な措置

1) 殺処分と農家への補償

政府は2004年2月に発生地半径3km以内の全家禽を殺処分することを決定した（政府文書[2005i]）。政府の指導では殺傷した家禽は袋に詰めて地中に埋葬することになっているが、この指導が行き届いているかには疑問がある。前述の2006年12月19日付け「情勢報告」（CTY [2006b]）では、再発した理由を、メコンデルタ（南部の平野部）の農民が家禽の死体を水路に投棄するためウイルスが拡散しやすく、冬期に入りウイルスが活性化したとしている。

なお、農家への補償については2004年に殺処分した家禽1羽あたり5000ドンの補償金が出され、処分に関わる費用一切（検査診断設備、消毒薬、防虫剤、人件費等）は地方政府の予算から拠出し、農家個人の負担はない（政府文書[2005i]）。さらに2005年6月24日付首相決定574号（政府文書[2005b]）によって、2004年12月1日までさかのぼって殺処分した家

禽1羽あたりの補償金が15,000ドン（≈1米ドル）に引き上げられ、処分に関わる費用も中央政府が50%負担（国境地域は100%）するようになった。そのうえ2005年11月26日付首相決定309号（政府文書[2005j]）では、発症していない家禽について農家が自主的に処分した場合も1羽あたり10,000ドンの補償金を出すことになった。これは3)で後述する家禽生産システムの再構築（大規模経営への集約）の一環として小規模家禽農家を淘汰する目的で出された政策である。

2) 家禽の移動統制、水禽孵化の一時的禁止

2004年2月10日付け首相緊急公電177号（政府文書[2004b]），そしてそれを受けた19日付け農相365号決定（政府文書[2004c]）によって、発生地における家禽の加工および販売を禁止するとともに、家禽および飼料の未発生地区へ搬入に関しても厳重に検疫したもののみを許可することにした。そのため、国内各地に設置された検問所によって2004年は約6000万回、2005年は約1700万回の検問が行われた（政府文書[2005i]）。また輸出入の検疫も強化され、前節で述べた通り中国からのウイルス侵入を防除するために2006年9月に動物検疫所の再編が行われた。

農業農村開発省は2005年2月4日に321号指導文書（政府文書[2005a]）を発布した。これは2005年2月9日から6月30日までの期間、水禽⁽⁶⁾およびウズラを飼養する農家に卵孵化および新規の飼養の一次的禁止を命じたものである。また期間終了後に飼養再開するために、中央レベルでは農業農村開発省に、地方レベルでは各地方省農業農村開発局に種鳥を保管することを命じている。

3) 家禽生産システムの再構築

未発生地区における家禽の屠殺に関しては前述の2004年2月19日付け農相365号決定によって、小規模農家はその飼養現場で、大規模農家・農場では省家畜衛生担当部局の検疫を受けることが義務づけられていた。衛生管理を一層徹底するために政府は、2005年9月26日付け首相30号指示（政府文書[2005e]）によって各地方省人民委員会に分散している屠殺場を集中させるための施策（補助金拠出など）を取るように指示を出した。さらに2005年10月15日には首相34号指示（政府文書[2005f]）によって、家禽生産を大規模農家・農場に集中させるために、小規模家禽農家の他の生産部門への転換に対して補助金を拠出することを決定した。これは特に家禽と人間が集積する大都市から集中的に行われるよう指示が出されている。さらに総合的な鳥インフルエンザ対策計画（これがのちに緊急行動計画になる）策定を各省に命じた11月4日付け政府議決第15号（政府文書[2005g]）の中で、首都ハノイ・ホーチミン市をはじめとする大都市における家禽飼養の禁止、そして小規模販売業者や屠殺業者に対しても他業種への転換が打ち出されている。このように、鳥インフルエンザ防止のための衛生管理から始まった畜産業への政策は、家禽生産システム全体の再構築へと至ることになった。

4) ワクチン接種

農業農村開発省は2005年7月14日付け農相1715号決定（政府文書[2005c]）によって家禽類（すべての種鳥および生育70日以上の肥育用鶏）へのワクチン接種を決定し、翌15日付け農相1716号決定（政府文書[2005d]）では2005年度のワクチン接種計画を定めた。この計画では、北部でナムディン（第1図の25）・南部でティエンザン（第1図の55）をパイロット地区に指定し、両省では8月1～15日と8月25日～9月10日の2回ワクチンを実行し、その結果を踏まえてその他の省で10月1～15日と10月25日～11月10日に行うことを定めている。この計画に基づき11月までの間に全国64省中49省でのワクチン接種が実行された。また2005年12月までに全国全ての地方省でワクチン接種が開始された（FAO[2005]）。

2006年12月の再発に対して防止国家委員会は会議を開き、12月12日付け農相3794号決定（政府文書[2006l]）によって2007～2008年に第2次ワクチン接種を実施する計画を承認した。

5) 家禽農家の銀行融資返済の1年猶予

前述の2005年11月26日付首相決定309号では、金融機関⁽⁷⁾から借り入れている農家が鳥インフルエンザによって被害を受けた場合は2005年11月30日から1年間返済を猶予することも決定している。

これらの政策以外には、国民への注意喚起、診断・調査研究能力の向上などがあげられる。

（3）防止国家委員会とパンデミック対策緊急行動計画

1) 防止国家委員会

2004年1月28日付け首相第13号決定（政府文書[2004a]）によって、「家禽インフルエンザ防止のための国家指導委員会」（以下、「防止国家委員会」と略）が設立された。防止国家委員会は、農相を委員長、農業農村開発省および保健省の各次官を副委員長に、財務省（Bo Tai chinh）・商務省（Bo Thuong mai）・公安省（Bo Cong an）・交通運輸省（Bo giao thong Van tai）・資源環境省（Bo Tai nguyen va Moi truong）・文化情報省（Bo Van hoa - Thog tin）・外務省（Bo Ngoai giao）の各次官および家畜衛生局長・保健省エイズ対策局長（Cuc truong Cuc Y te du phong va phong chong HIV/AIDS）を委員に構成される。防止国家委員会は、24時間体制で情報を収集し政府へ提供するとともに、政府の鳥インフルエンザ対策の企画立案を行っている。鳥インフルエンザが発生した場合、実際にどのような経路を経て通報および検査が行われるかは第2図を参照されたい。

第2表 WHOのパンデミック警報フェーズとベトナム緊急行動計画の対応

WHO 定義期間	WHO の定義	WHO の 警報フェーズ	ベトナムが 定義する段階	ベトナムが想定しているシナリオ
パンデミック期間 (ヒト未感染)	ヒト感染リスクは低い ヒト感染リスクは高い	1 2	第1段階 (鳥インフルエンザ がヒトの健康に影響 を及ぼしている)	
パンデミック警戒期 (ヒト感染発生)	ヒトヒト感染は無いか、極めて限定されている。 ヒトヒト感染が増加しつつあるが、まだ限定的。 より多くのヒトヒト感染がある。	3 (現状) 4	第2段階 (ヒトヒト感染が 確認済み)	2.1 他国での感染発生 2.2 国内の狭い範囲での感染（1～25人感染） 2.3 国内の広い範囲での感染（25～50人感染）
パンデミック期 (世界的な感染爆発)	持続的なヒトヒト感染がある。	5 6	第3段階 (パンデミック)	3.1 国内的一部の地域での感染（数百～数千人感染） 3.2 国内の多くの地域での感染（数万から数百万人 が感染。人口の2・4%が死亡。）

資料：WHO global influenza preparedness plan (WHO[2005b]) および『緊急行動計画』(政府文書[2005]) より筆者が作成。

2) パンデミック対策緊急行動計画

防止国家委員会は「H5N1家禽インフルエンザ感染およびヒトへのパンデミック感染発生に際しての緊急行動計画」（政府文書[2005i]），以下『緊急行動計画』と略記）を策定し，2005年11月18日に首相によって承認された。これはWHOによる「世界インフルエンザ事前対策計画」（WHO[2005b]）が定義するパンデミック（世界的感染爆発）警報フェーズにあわせて，ベトナムで起こりうるシナリオを想定しその対策を策定した物である（第2表参照）。

WHOによると，世界は現在フェーズ3（新しい亜型ウイルスによるヒト症例がみられるが，効率よく，持続した伝播はヒトの間にはみられていない）にある。ベトナムでは現状フェーズ3までを第1段階とし，続くフェーズ4および5（ヒト-ヒト感染が確認された段階）を第2段階，フェーズ6（パンデミック期）を第3段階として，感染者数の規模別にシナリオを想定して対策を決定している。なお，ベトナムで2004年に死亡した人間に關して家族内での感染伝播の可能性も疑われたが，現時点ではヒト-ヒト感染の確実な科学的証拠はない（WHO[2004]）。

これまでベトナム政府が取ってきた対策は，主に畜産の衛生管理に関わる対策であったが，この緊急行動計画ではむしろ重点は人間への感染防止に重点が置かれている。現時点ですでに感染者数世界最多のベトナムにとって，鳥インフルエンザによるパンデミックは杞憂ではない。人間への感染予防対策に関しては本報告書の趣旨から詳述はしないが，特筆すべき点として人間への治療薬オセルタミブル（商品名「タミフル」）30万人分（300万錠）の備蓄策がすでに取られていることである⁽⁸⁾。さらに緊急行動計画では，パンデミック期には数百万人が感染し人口（ベトナム全体では約8000万人）の2～4%が死亡するという最悪のシナリオも想定している。そのため2005年11月7日，ベトナム政府はスイスのロシュ社（オセルタミブルは世界で同社しか製造していない）からタミフルと同成分の薬剤製造に関するライセンスを世界で初めて取得した（BYT[2005]）。また同社に2500万錠のタミフルを発注した（NNVN[2005]）。

4. おわりに

本章では，ベトナムの政府文書をもとに家畜衛生行政と鳥インフルエンザ対策をまとめてきた。発生状況については国内外の情報に矛盾があるため留意が必要だが，ベトナム政府が打ち出している対策自体は政府文書をみる限り概ね適切であるといえるだろう。だが，鳥インフルエンザは未だベトナムでは解決に至っていない。WTO加入に象徴される国際経済への本格参入期を迎えて外国からの評判を気にしているベトナム政府は，SARS制圧成功から来る対策への自信もあり，第1回目の波のあとに早々と制圧宣言（2004年3月）を出したが，その後の再発という事態に裏切られることになった。

2003年末以来の鳥インフルエンザ発生をみると，2003年末・2004年末・2005年末と

3回の発生の波があり（第1表参照），2006年末からの発生が第4の波になる可能性もある。いずれも年末の時期に起きているのは、冬期に入りウイルスが活性化したことに加えて正月休みに伴う国内人口移動によってウイルスが拡散したことが原因であろう。また国内の養鶏生産の圧倒的多数が小規模農家による庭先での放し飼いであることも、鳥インフルエンザの撲滅を難しくしている背景にある。そのためベトナム政府は、大規模経営への集約（小規模家禽農家の淘汰）という家禽生産システムの再構築を政策として打ち出した。その政策が効果的に行われているかについては、データが不足しているため現時点での結論は差し控えたい。

参考までに鳥インフルエンザ発生以来のベトナム国内の鶏（生体）の小売り価格の推移を第3図に示す。これまでの発生に伴う価格の変動は幾分かはあるものの、顕著な変化としては2005年秋からの価格の下落とその後急騰がみられる。この時は政府の対策が集中的に出された時期であり、筆者が調査したハイズオン省（第1図の19）の村においても、家禽の殺処分やワクチン接種はこの時期に集中的に行われている。この村で最も規模の大きい（常時4,000羽飼養）の養鶏農家の場合、鶏1羽あたりの売上高は40,000ドン（2004年時点）であり、3倍に引き上げられた補償金（2004年2月で5000ドン⇒2005年6月には15,000ドン）でも売上高の半分にもならない。結局この農家は2005年に養豚経営に転換した。

ベトナムの場合は、タイのような輸出向けの大規模養鶏場や加工場は未だ発展していない。筆者の調査村でみられた自給用庭先養鶏よりは商業的な経営をしているものの輸出向けの大規模養鶏には至っていない層の養鶏からの撤退という事例が他の地方でも多く見られるとしたら、鳥インフルエンザによってベトナムの養鶏産業の発展が大いに阻害されたと言えるだろう。

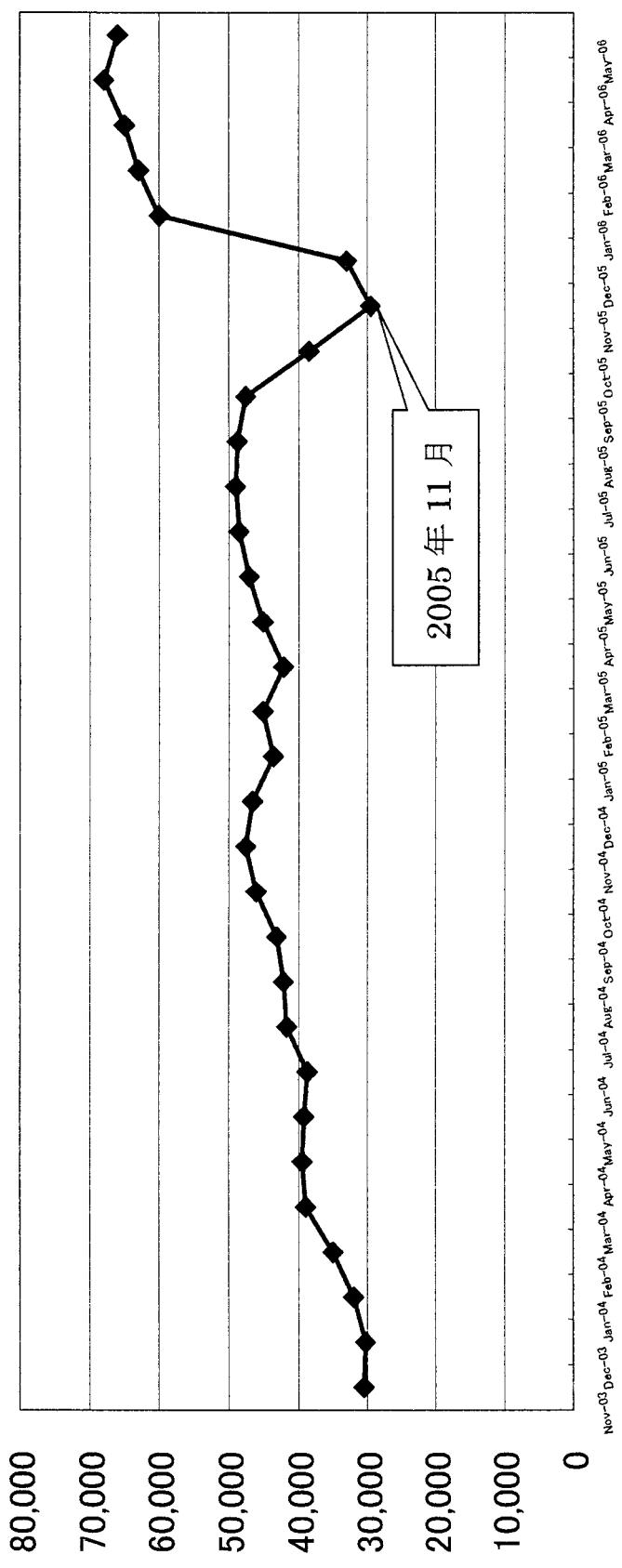
注（1）ベトナムでは発生当初は「cum ga（鶏インフルエンザ）」と呼んでいたが、その後水禽類にも感染することが知れると「cum gia cam（家禽インフルエンザ）」と呼び直し現在に至っている。本章では基本的には日本で広く使われている「鳥インフルエンザ」の語を用いるが、組織名や政府文書の翻訳に際しては原語に沿って「家禽インフルエンザ」の語を用いる。

（2）筆者の知る限りベトナムの家畜衛生行政に関する日本語文献は10年以上前に刊行された国際農林業協力協会[1994]の第36～38ページの部分のみである。

（3）ベトナムは社会主義国では例外的に政治的な独裁者がおらず、集団指導制の伝統がある（古田[1995]）。

（4）中級獣医技師（trung cap thu y）は高卒後2年間の専門課程（以前は1年間）を修了した者に資格が与えられる。ベトナムでの正規の獣医師（bac si thu y）になるには4年半の大学獣医学科課程修了が必要であるため、農村地帯では初級もしくは中級獣医技師が家畜の診療にあたることが多い。社の獣医技師で治療が困難な場合は、獣医事業所の獣医師の診察を受ける。

（5）なお『緊急行動計画』では2005年10月末までのヒトへのH5N1感染者数が63人、死者数20人となっており、これとFAOの情報がともに正しいと仮定すると、2005年11月だけで30人が感染し、22人が死亡したことになる。このことから、ヒトへの感染に関してはベトナム政府が情報統制をしている可能性がある。



第3図：鳥インフルエンザ発生以来のベトナム国内の鶏（生体）の小売り価格の推移

単位：ベトナムドン/kg (15,000 ドン=1米ドル)

資料：Vietnam Economic Times 各月版

(6) ベトナムにおける主な水禽類として, vit (アヒルの一種), ngan (バリケンの一種), ngong (ガチョウの一種)があるが, いずれも日本における種とは別であり正確な和訳をつけることは困難である。本章ではベトナム語原文での三種が並列して触れている場合は, 総称して「水禽」と訳することにする。

(7) 現在ベトナム農村で活動している金融機関として, 国有商業銀行である農業農村開発銀行, 政策的低利融資を行う社会政策銀行, 社(行政村)単位の信用組合である人民信用基金があるが(岡江[2004]), 本決定はこれら全てとその他民間銀行を含むあらゆる金融機関(個人営業の高利貸しは除く)の融資返済猶予を定めている。

(8) 但し鳥インフルエンザに感染した患者がタミフルを服用した後に死亡し, 体からタミフルに耐性のあるウイルスが検出された事例が報告されており, タミフルの効果に関しては疑問の声もある(Menno D. de Jong et al.[2005])。

[引用文献]

日本語文献

稻垣博史[2006], 『ベトナムは新型感染症にどう対応したか～中国との比較を交えながら～』(みずほアジアインサイト), みずほ総合研究所

岡江恭史[2004], 「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第6号, 農林水産政策研究所

岡江恭史[2006], 「ベトナム農民組織の新潮流—首都近郊農村における畜産合作社の事例より一」『2005年度日本農業経済学会論文集』, 日本農業経済学会

小河孝[2005], 「ベトナムにおける鳥インフルエンザの発生と防疫対策」『獣医畜産新報』58卷10号, 文永堂出版

国際農林業協力協会[1994], 『平成5年度海外畜産事情調査研究報告書—ヴェトナム—』, 国際農林業協力協会

寺本実・荒神衣美[2006], 「2005年のベトナム」『アジア動向年報2006』アジア経済研究所

古田元夫[1995], 「ヴェトナム共産党の体質」坪井善明(編)『アジア読本 ヴェトナム』, 河出書房新社

英語文献

FAO(The Food and Agriculture Organization of the United Nations)[2005], *FAO AIDE(Avian Influenza Disease Emergency) news*, No.37, 2005年12月23日発行

FAO[2006a], *FAO AIDE news*, No.40, 2006年6月19日発行

FAO[2006b], *FAO AIDE news*, No.41, 2006年8月4日発行

FAO[2006c], *FAO AIDE news*, No.42, 2006年8月31日発行

FAO[2006d], *FAO AIDE news*, No.43, 2006年9月30日発行

FAO[2006e], *FAO AIDE news*, No.44, 2006年11月22日発行

Menno D. de Jong et al.[2005], “Oseltamivir Resistance during Treatment of Influenza A(H5N1) Infection”, *The New England Journal of Medicine*, Volume 353, Massachusetts Medical Society.

WHO(The World Health Organization)[2004], *Avian influenza A(H5N1) - update 21:Global surveillance guidelines, Investigation of possible human-to-human transmission: data on second sister in family cluster in Viet Nam, 11 February 2004* (http://www.who.int/csr/don/2004_02_11/en/) , 2006年12月24日アクセス

WHO[2005a], *Avian influenza - situation in Viet Nam - update 43, November 2005* (http://www.who.int/csr/don/2005_11_25/en/index.html) , 2006年12月20日アクセス

WHO[2005b], *WHO global influenza preparedness plan*, November 2005

WHO[2006], *Affected areas with confirmed human cases of H5N1 avian influenza since 2003, Status of November 2006* (http://gamapserver.who.int/mapLibrary/Files/Maps/Global_H5N1inHumanCUMULATIVE_FIMS_20061129.png) , 2006年12月20日アクセス

ベトナム語文献（刊行物・ウェブサイト）

ANTD(An ninh Thu do, 『首都の治安』誌) [2006], “Ha Noi: Phat hien vit nheim virus cum H5” (ハノイ：H5インフルエンザウイルス感染のアヒルが発見) ,2006年9月1日付け記事

BNNPTNT(Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon, 農業農村開発省)[2003], *Nghien Cuu Nhu Cau Nong Dan* (農民の需要に関する研究) , Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

BYT (Bo Y te, 保健省)[2005], *Tin Tuc : Bo Y te Viet Nam dam phan voi Hang Roche ve cung ung va nhuong quyen san xuat thuoc Tamiflu* (ニュース：「ベトナム保健省はロシュ社と交渉の結果、タミフル薬の供給と生産ライセンスを得た。」2005年11月8日付け) , (<http://www.moh.gov.vn/homebyt/vn/portal/InfoDetail.jsp?area=223&cat=1938&ID=3587>) , 2006年12月26日アクセス

CTY(Cuc Thu Y, 家畜衛生局)[2006a], *Thong bao tinh hinh dich cum gia cam va LMLM* (家禽インフルエンザおよび口蹄疫情勢報告) 2006年12月18日号, 家畜衛生局ウェブサイト (http://www.cucthuy.gov.vn/index.php?option=com_content&task=view&id=372&Itemid=1) , 2006年12月20日アクセス

CTY[2006b], *Thong bao tinh hinh dich cum gia cam va LMLM* (家禽インフルエンザおよび口蹄疫情勢報告) 2006年12月19日号, 家畜衛生局ウェブサイト (http://www.cucthuy.gov.vn/index.php?option=com_content&task=view&id=374&Itemid=1) , 2006年12月20日アクセス

NNVN(Nong Nghiep Viet Nam,『ベトナム農業』誌)[2005], ”Roche se cung cap Tamiflu cho Viet Nam theo 3 giai doan” (ロシュ社は3段階に分けてベトナムにタミフルを供給する予定) ,2005年11月9日記事

Vietnam Net[2006], “Ca nuoc khong con dich cum gia cam”(全国で家禽インフルエンザはもう存在しない。2006年1月8日付け記事), (<http://vietnamnet.vn/xahoi/doisong/2006/01/530427/>) , 2006年8月13日アクセス

ベトナム語文献（政府文書）：政府文書は公布日時順。

政府文書[2003a]，『家畜衛生局の行政組織の機能・任務・権限に関する農業農村開発相第89号決定』(So:89/2003/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve chuc nang, nham vu, quyen han va to chuc bo may cua Cuc Thu y), 2003年7月18日

政府文書[2003b]，『家畜衛生局管理部門の任務と組織の規定公布に関する家畜衛生局長第747号決定』(So:747/QD-TY, Quyet dinh cua Cuc truong Cuc Thu y ve ban hanh Quy dinh ve nham vu va to chuc Bo may quan ly cua Cuc Thu y), 2003年11月24日

政府文書[2004a]，『家禽インフルエンザ防止のための国家指導委員会設立に関する政府首相第13号決定』(So:13/2004/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve thanh lap Ban chi dao quoc gia phong chong dich cum gia cam), 2004年1月28日

政府文書[2004b]，『政府首相緊急公電177号』(So: 177/CP-NN, Cong dien khan Thu tuong Chinh phu, ngay 10 thang 02 nam 2004), 2004年2月10日

政府文書[2004c]，『家禽インフルエンザ未発生地区における家禽の屠殺・加工・販売についての暫定規定施行に関する農業農村開発相兼家禽インフルエンザ防止のための国家指導委員会委員長第365号決定』(So:365/QD-BNN-TY, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon - Truong Ban chi dao quoc gia phong chong dich cum gia cam ve viec ban hanh Quy dinh tam thoi ve giet mo gia cam, che bien va tieu thu san pham gia cam tai vung khong co dich cum gia cam), 2004年2月19日

政府文書[2005a]，『水禽およびウズラの卵孵化および新規飼養の一時的禁止に関する農業農村開発省第321号指導文書』(So:321 BNN-NN, Huong dan ve viec tam dung ap trung san xuat con giong, nuoi moi vit, ngan, ngong va chim cut), 2005年2月4日

政府文書[2005b]，『家禽インフルエンザ防止経費の補助政策に関する政府首相第574号決定』(So:574/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve chinh sach ho tro kinh phi phong, chong dich cum gia cam), 2005年6月24日

政府文書[2005c]，『家禽インフルエンザ用ワクチンの使用に関する暫定規定公布に関する第1715号農業農村開発相決定』(So:1715 QD/BNN-TY, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve viec ban hanh Quy dinh tam thoi ve su dung vac xin cum gia cam), 2005年7月14日

政府文書[2005d]，『2005年度の家禽インフルエンザ用ワクチン接種計画の承認に関する第1716号農業農村開発相決定』(So:1716 QD/BNN-TY, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve viec phe duyet Ke hoach tiem phong vac xin cum gia cam nam 2005), 2005年7月15日

政府文書[2005e]，『食品衛生安全確保のための家畜および家禽の屠殺管理についての施策の強化に関する第30号政府首相指示』(So:30/2005/CT-TTg, Chi thi cua Thu tuong Chinh phu ve Tang cuong cong tac quan ly giet mo gia suc, gia cam bao dam an toan ve sinh thuc pham), 2005年9月26日

政府文書[2005f]，『H5N1 家禽インフルエンザ感染およびヒトへのパンデミック感染発生

に際しての緊急行動計画を効果的なものにならしめるための重点施策に関する第 34 号政府首相指示』(So:34/2005/CT-TTg, Chi thi cua Thu tuong Chinh phu ve viec tap trung suc trien khai thuc hien dong bo co hieu qua ke hoach hanh dong khan cap phong chong khi xay ra dich cum gia cam (H5N1) va dai dich cum o nguoi), 2005 年 10 月 15 日

政府文書[2005g], 『H5N1 家禽インフルエンザ感染およびヒトへのパンデミック感染阻止のための緊急措置に関する第 15 号政府議決』(So:15/2005/NQ-CP, Nghi Quyet cua Chinh phu ve cac bien phap cap bach ngan chan dich cum gia cam (H5N1) va dai dich cum A (H5N1) o nguoi), 2005 年 11 月 4 日

政府文書[2005h], 『家禽インフルエンザ感染およびヒトへのパンデミック感染防止のための緊急行動計画実現に向けての指導・検査・促進業務の各政府メンバーの分担に関する第 1163 号政府首相決定』(So:1163/QD-TTg, Quyet dinh cua Thu tuong Chinh phu ve viec phan cong cac dong chi thanh vien Chinh phu chi dao, kiem tra, don doc viec trien khai, thuc hien ke hoach hanh dong khan cap phong, chong dich cum gia cam va dai dic cum o nguoi), 2005 年 11 月 6 日

政府文書[2005i], 『H5N1 家禽インフルエンザ感染およびヒトへのパンデミック感染発生に際しての緊急行動計画』(Ke hoach hanh dong khan cap khi xay ra dich cum gia cam (H5N1) va dai dich cum o nguoi), 2005 年 11 月 18 日

政府文書[2005j], 『家禽インフルエンザ防止経費の補助政策に関する政府首相第 309 号決定』(So:309/2005/QD-TTg, Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve chinh sach ho tro kinh phi phong, chong dich cum gia cam), 2005 年 11 月 26 日

政府文書[2006a], 『ハノイ地方家畜衛生センターを基礎に家畜衛生局直属第 1 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第 75 号決定』(So:75/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung I truc thuoc Cuc Thu y tren co so Trung Tam Trung tam Thu y vung Ha Noi), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006b], 『ハイフォン地方家畜衛生センターを基礎に家畜衛生局直属第 2 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第 76 号決定』(So:76/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung II truc thuoc Cuc Thu y tren co so Trung tam Thu y vung Hai Phong), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006c], 『ヴィン地方家畜衛生センターを基礎に家畜衛生局直属第 3 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第 77 号決定』(So:77/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung III truc thuoc Cuc Thu y tren co so Trung tam Thu y vung Vinh), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006d], 『ダナン地方家畜衛生センターを基礎に家畜衛生局直属第 4 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第 78 号決定』(So:78/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung IV truc thuoc Cuc Thu y tren co so Trung Tam Thu y vung Da Nang), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006e], 『家畜衛生局直属第 5 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第

79 号決定』(So:79/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung V truc thuoc Cuc Thu y), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006f], 『ホーチミン市地方家畜衛生センターと在ホーチミン市家畜衛生局代表事務所の統合及び組織再編により家畜衛生局直属第 6 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第 80 号決定』(So:80/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung VI truc thuoc Cuc Thu y tren co so hop nhat va to chuc lai Trung tam Thu y vung thanh pho Ho Chi Minh va Bo phan Thuong truc Cuc Thu y tai thanh pho Ho Chi Minh), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006g], 『カントー地方家畜衛生センターを基礎に家畜衛生局直属第 7 地方家畜衛生事務所を設立する農業農村開発相第 81 号決定』(So:81/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Co quan Thu y vung VII truc thuoc Cuc Thu y tren co so Trung Tam Thu y vung Da Nang), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006h], 『ドンダン動物検疫所を基礎に家畜衛生局直属ランソン地方動物検疫支局を設立する農業農村開発相第 82 号決定』(So:82/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Chi cuc Kiem dich dong vat vung Lang Son truc thuoc Cuc Thu y tren co so Tram Kiem dich dong vat Dong Dang), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006i], 『カウキエウ動物検疫所を基礎に家畜衛生局直属ラオカイ地方動物検疫支局を設立する農業農村開発相第 83 号決定』(So:83/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Chi cuc Kiem dich dong vat vung Lao Cai truc thuoc Cuc Thu y tren co so Tram Kiem dich dong vat Cau Kieu), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006j], 『モンカイ動物検疫所とハロン動物検疫所との統合により家畜衛生局直属クアンニン地方動物検疫支局を設立する農業農村開発相第 84 号決定』

(So:84/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Thanh lap Chi cuc Kiem dich dong vat vung Quang Ninh truc thuoc Cuc Thu y tren co so hop nhat Tram Kiem dich dong vat Mong Cai va Tram Kiem dich dong vat Ha Long), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006k], 『家畜衛生局直属ノイバイ空港動物検疫所の機能・権限・組織の規定に関する農業農村開発相第 85 号決定』(So:85/2006/QD-BNN, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve Quy dinh chuc nang, nham vu va to chuc bo may cua Tram Kiem dich dong vat Noi Bai truc thuoc Cuc Thu y), 2006 年 9 月 18 日

政府文書[2006l], 『高病原性家禽インフルエンザ制圧に向けての第 2 次ワクチン接種計画(2007~2008 年度)の承認に関する第 3794 号農業農村開発相決定』(So:3794 QD/BNN-TY, Quyet dinh cua Bo truong Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon ve viec phe duyet Du an su dung vac xin nham khong che va thanh toan benh cum gia cam the doc luc cao giao doan II (nam 2007-2008)), 2006 年 12 月 12 日